第二項を次のように改める。

二　前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線は、絶対利得二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が次に掲げる値以上となる場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

1　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの（次号に掲げるものを除く。）

一二・九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

2　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

二・九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

3　一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

一三・九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

第三項中「、〇・〇〇一ワット」を「〇・〇〇一ワット、四二一・八〇九三七五MHz以上四二一・九〇九三七五MHz以下又は四四〇・二五九三七五MHz以上四四〇・三五九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、チャネル間隔が六・二五kHz以下のものにあっては〇・一ワット」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成十二年郵政省告示第三百十四号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第三百四十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

表三の二の項を次のように改める。

三の二　142.93MHzを超え142.99MHz以下又は146.93MHzを超え146.99MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1　告示第42号第13項第２号のもの	11.6kHz
2　告示第42号第13項第３号のもの	17.4kHz

表八の項特定小電力無線局の無線設備の欄中「及びテレコントロール用」を「、テレコントロール用及びデータ伝送用」に、「告示第42号第１項第２号㈡」を「告示第42号第１項第２号㈢」に改める。

表十三の項特定小電力無線局の無線設備の欄中「１　告示第42号第１項第５号㈠」を「１　告示第42号第１項第５号㈡」に改め、「２　告示第42号第１項第５号㈡」を「２　告示第42号第１項第５号㈢」に改める。

表十七の項を削り、表十八の項を表十七の項とし、表十九の項を表十八の項とし、表二十の項を表十九の項とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成十八年総務省告示第六百五十九号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第三百四十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22ただし書の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第四項中「一四二・九九MHz以下」の下に「又は一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加え、同項の表帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の欄ただし書中「四〇デシベル低い値」の次に「とすることができる。」を加え、同表スプリアス領域における不要発射の強度の許容値の欄ただし書中「四三デシベル低い値」の次に「とすることができる。」を加える。

○総務省告示第三百四十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

表一の項中「142.99MHz以下」の次に「又は146.93MHzを超え146.99MHz以下」を、「無線設備」の次に「であって、等価等方輻射電力が１mW以下のもの」を加え、同表九の項中「告示第42号第１項第５号㈠」を「告示第42号第１項第５号㈡」に改め、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表六の項中「告示第42号第１項第２号㈡」を「告示第42号第１項第２号㈢」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六　413.7MHz以上414.1375MHz以下又は454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用する無線電話用の無線設備	4（10^{-9}）